

子ども・子育て支援新制度における平成29年度保育料（利用者負担額）

○教育標準時間認定（1号認定）の子どもの保育料（利用者負担額）

対象：幼稚園・認定こども園

多子 カウント	階層区分	定義	利用者負担額(月額)		
			1号認定		
年齢制限撤廃 (小学校3年生以下)	第1階層	生活保護世帯	K1	0円	
	第2階層	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯を含む) ※第2子以降は0円	K2	2,000円 [0円]	
	第3階層	市町村民税 所得割課税額が右欄の 区分に該当する世帯	77,101円未満	K3	6,100円 [1,100円]
	第4階層		97,000円未満	K4	9,300円
	第5階層		211,201円未満	K5	9,300円
	第6階層		211,201円以上	K6	9,800円

※〔 〕はひとり親等世帯の金額

- (注：1号認定)
- 1号認定利用者負担額には給食代(主食・副食)を含みません。
 - 施設によっては、給食代、制服代、通園バス代などの実費負担分が別途必要になることがあります。
 - 利用契約決定通知等には第2階層、第3階層のひとり親世帯等にはK〇-1、その他の世帯K〇-2、里親世帯K〇-3と表記してあります。
 - 第2階層から第3階層のその他世帯は保護者の子を年齢制限なく最年長の子を第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は、全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
 - 第2階層の第2子は無料となります。
 - 第4階層から第6階層の世帯は満3歳から小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子を第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は、全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
 - 前項の内、第4階層の世帯は18歳未満(当該年度4月1日時点)の子をカウントし第3子以降無料となります。

○保育認定（2・3号認定）の子どもの保育料（利用者負担額）

対象：保育園・認定こども園

多子 カウント	階層区分	定義	利用者負担額(月額)								
			3号認定(3歳未満)		2号認定(3歳以上)						
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間					
年齢制限撤廃 (小学校就学前)	第1階層	生活保護世帯	H1	0円	T1	0円	H1	0円	T1	0円	
	第2階層	市町村民税非課税世帯 ※第2子以降は0円	H2	6,000円 [0円]	T2	5,000円 [0円]	H2	5,000円 [0円]	T2	4,000円 [0円]	
	第3階層	市町村民税 均等割課税世帯	H3	12,000円 [5,300円]	T3	11,000円 [4,900円]	H3	10,000円 [3,400円]	T3	9,000円 [3,100円]	
	第4階層		48,600円未満	H4	16,000円 [5,300円]	T4	15,000円 [4,900円]	H4	15,000円 [3,400円]	T4	14,000円 [3,100円]
	第5階層		57,700円未満	H5	22,000円 [6,600円]	T5	21,000円 [6,300円]	H5	18,000円 [4,000円]	T5	17,000円 [3,800円]
	第6階層		72,800円未満	H6	22,000円 [6,600円]	T6	21,000円 [6,300円]	H6	18,000円 [4,000円]	T6	17,000円 [3,800円]
	第7階層		77,101円未満	H7	26,000円 [7,800円]	T7	25,000円 [7,600円]	H7	18,500円 [4,100円]	T7	17,500円 [3,900円]
	第8階層		97,000円未満	H8	26,000円	T8	25,000円	H8	18,500円	T8	17,500円
	第9階層		169,000円未満	H9	28,000円	T9	27,000円	H9	19,600円	T9	18,600円
	第10階層		301,000円未満	H10	29,000円	T10	28,000円	H10	19,600円	T10	18,600円
	第11階層		397,000円未満	H11	30,000円	T11	29,000円	H11	20,600円	T11	19,600円
	第12階層		397,000円以上	H12	31,000円	T12	30,000円	H12	21,600円	T12	20,600円

〔 ← → 〕 その他世帯 ← → ひとり親世帯等 ※〔 〕はひとり親等世帯の金額

- (注：2、3号認定)
- 利用者負担額の年齢区分は、クラス区分と同じです。年度途中で誕生日を迎えても、区分は変更になりません。
 - 2号認定保育料には給食代(副食のみ)を含みます。3号認定保育料には給食代(主食・副食)を含みます。
 - 利用契約決定通知等には第2階層～第7階層のひとり親世帯等にはH〇-1又はT〇-1、その他の世帯H〇-2又はT〇-2と表記してあります。
 - その他世帯の第2階層から第5階層は保護者の子を年齢制限なく最年長の子を第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
 - 第2階層の第2子は無料となります。
 - ひとり親世帯等の第3階層から第7階層は保護者の子を年齢制限なく最年長の子を第1子、その下の子を第2子とカウントし、第2子以降無料となります。
 - その他世帯は第6階層から第12階層、ひとり親世帯等は第8階層から第12階層は世帯は小学校就学前の範囲内に保育所や幼稚園等を同時に利用する子どもが2人以上いる場合、最年長の子を第1子、その下の子を第2子とカウントします。
 - 前項の内、その他世帯の第6階層から第8階層、ひとり親世帯等の第8階層は18歳未満(当該年度4月1日時点)の子をカウントし第3子以降無料となります。

共通事項(1号～3号認定)

- 4月～8月は、前年度の市町村民税額に基づく保育料、9月～3月は、当年度の市町村民税額に基づく保育料となります。
- 市町村民税所得割課税額の算出にあたって、調整控除を除く税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等)は適用しません。
- 施設によっては、上記の保育料とは別に、延長保育料や実費負担分(教材費等)が別途必要になることがあります。

お問い合わせ先	
大野町役場 民生部 福祉課	子育て支援係
電話番号 0585-34-1111	内線164